

盛岡市監査委員告示第 42 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 29 年 10 月 16 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菊 池 秀 一
同	小山田 正 美
同	八木橋 美 紀

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 29 年 7 月 5 日付け 29 盛監第 24 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 市立病院事務局に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

29 盛病総第 77 号

平成 29 年 9 月 29 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 29 年 7 月 5 日付け 29 盛監第 24 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 市立病院総務課）

資産減耗費の予算執行に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

資産減耗費の予算執行に当たり、専決代決規程に基づく決裁権者の決裁について適正に行うよう、課内研修で周知徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

原因は、担当者及び決裁経由者における専決代決規程の確認不足によるものである。

今後は、複数の職員による確認及び決裁経由者による確認を徹底し、再発防止に努める。

29 盛病医 第1号
平成29年9月29日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成29年7月5日付け29盛監第24号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（市立病院事務局医事課）

- (1) 物品の購入に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - ア 決裁権者の決裁を得ていないもの
 - イ 無効とすべき見積書を提出した業者を契約の相手方に決定しているもの
- (2) 指名競争入札に当たり、無効とすべき入札書を有効として取り扱っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (3) 業務委託契約の完了確認に当たり、完了検査が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (4) 実地たな卸に当たり、管理者の指定する職員を立ち合わせていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項(1)アについて

物品購入に当たり、専決代決規程に基づく決裁権者の決裁について、適正に行うよう課内研修で周知徹底した。

イ 指摘事項(1)イについて

物品購入に当たり、盛岡市随意契約見積参加者心得に基づく適正な事務処理に

ついて課内研修で周知徹底した。

ウ 指摘事項(2)について

指名競争入札に当たり、盛岡市競争入札参加者心得に基づく適正な事務処理について課内研修で周知徹底した。

エ 指摘事項(3)について

業務委託契約の完了確認に当たり、委託契約約定の規定に基づき、検査調書を作成し完了検査について適正な事務を執行するよう、課内研修で周知徹底した。

オ 指摘事項(4)について

実地たな卸に当たり、薬品以外のたな卸資産についても、財務規程に基づき、管理者が指定する総務課職員が立ち会うこととし、事務局内で周知した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項(1)アについて

原因は、担当者及び決裁経由者における専決代決規程の確認不足によるものである。

今後は、複数の職員による確認及び決裁経由者による確認を徹底し、再発防止に努める。

イ 指摘事項(1)イについて

原因は、見積書の記載内容の確認不足によるものである。

今後は、複数の職員による確認及び決裁経由者による確認を徹底し、再発防止に努める。

ウ 指摘事項(2)について

原因は、入札書の記載内容の確認不足によるものである。

今後は、複数の入札事務執行者における確認及び決裁経由者の確認を徹底し、再発防止に努める。

エ 指摘事項(3)について

原因は、総合点検が終了した時点で業務が完了したものと誤認していたため、年度末の契約期間満了時に完了確認を行わなかったことによるものである。

今後は、契約書類の内容確認を複数の職員で確実に行うとともに、決裁権者及び決裁経由者の確認を徹底し、再発防止に努める。

オ 指摘事項(4)について

原因は、薬品以外のたな卸資産の実地たな卸について、財務規程の認識不足により、当課職員のみが立ち会っていたことによるものである。

平成 29 年度末の実地たな卸から、財務規程に基づき総務課職員が立ち会うこととし、再発防止に努める。